

ID: 24

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

<b>処分の概要</b>	小学校、中学校指定校の変更		
<b>法令名 根拠条項</b>	学校教育法施行令 第8条		
<b>法令番号</b>	昭和28年政令第340号		
<b>【基準】</b>			
政令第8条の規定による。			
第8条 市町村の教育委員会は、第5条第2項(第6条において準用する場合を含む。)の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日